

令和7年6月2日

【希望制指名競争入札】

1. 対象業種	土木設計
2. 工事件名	平野四丁目外1路線道路工事設計委託
3. 工事場所	江東区平野四丁目6番～三好四丁目3番外1路線
4. 工 期	令和8年2月27日
5. 格 付	-
6. 工事概要	路線番号：江126号 路線延長：0.54km 道路詳細設計：0.54km 道路照明施設詳細設計：0.54km 測量調査：一式 打合せ協議：一式
7. 予定価格	事後公表
8. 最低制限価格	予定価格(税抜き)の100分の75以上で案件ごとに設定。
9. 入札方法	電子調達システム電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という)による。 ※入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総価額を入力すること。
10. 希望申請方法	電子入札サービスから希望申請を行うこと。
11. 申請書提出期間	令和7年6月2日(月) 午前9時から 令和7年6月9日(月) 午後5時まで
12. 指名通知の発送	令和7年6月24日(火)以降に通知する。
13. 設計図書の配布	令和7年6月24日(火)頃、ファイル転送システムによる配布または、電子入札サービスの発注図書よりダウンロードすること。※設計図書の配布方法については、電子入札サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書の注意事項を確認すること。
14. 質問及び回答	質問及び回答については、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」により行うこと。 質問登録期間：設計図書受領の日から 令和7年7月1日(火) 午前11時まで 回答閲覧期間：令和7年7月4日(金) 午後1時までに回答。回答後、入札期限まで閲覧可。
15. 入札期間	設計図書受領の日から令和7年7月8日(火) 午後4時まで
16. 開札日時及び場所	令和7年7月9日(水) 午前10時 電子入札サービスで行う
17. 入札執行回数	3回
18. 契約保証金	免除
19. 前払金	有り(契約金額の30%まで、10万円未満切捨て。)

20. 契約条項を示す場所	江東区総務部経理課契約係
21. 落札者への通知	落札者には電子入札サービスを通じて開札日以降に通知する。 通知を受けた者は、通知を受けた後2営業日以内に、経理課契約係(江東区役所4階3番窓口)に来庁すること。
22. 入札参加資格条件 (申込み条件)	○江東区内に本店または支店、営業所がある登録業者であること。 (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2)江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成28年3月31日27江総経第3281号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 (3)江東区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている期間中でないこと。 (4)本件の対象業種が江東区の競争入札参加資格申請業種であること。 (5)共同格付において順位が定められていること。(順位は、本件公告日現在の順位による。) (6)区内に支店、営業所のある事業者が区内業者として入札参加を行う場合は、区の認定から5年が経過していること(ただし、平成23年4月1日以降に設置した支店、営業所に限る) (7)協同組合が申込みをした場合、その構成員は同一案件に申込みすることはできない。 また、関係会社が同一の案件に申し込むことはできない。 ※関係会社の定義は、電子入札サービスの「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」に記載の「関係会社の定義」による。 (8)信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。 (9)入札までに継続して入札参加資格を有していること。
23. 入札の無効	以下のいずれかに該当する入札は無効とする。 ・競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。 ・入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。 ・入札時において指名停止期間中である者のした入札。 ・入札時において入札等除外措置を受けている期間中である者のした入札。 ・江東区契約担当者によって競争参加資格のあることを確認された者であっても、確認後(入札時)において競争入札参加資格のない者のした入札。 ・最低制限価格を設定した案件で、当該最低制限価格未満の金額で応札した入札。 ・予定価格を事前公表した案件で、当該予定価格を超える金額で応札した入札。
24. その他	(1)入札において、事故がおきたときや不正な行為があると認めたときは入札を中止、又は延期する場合がある。そのときは別途適宜の方法により通知する。 (2)江東区競争入札参加資格を有するものは有効期限までに「東京電子自治体共同運営サービス」から継続申請手続きを行うこと。 (3)入札を辞退する場合は、辞退理由を記載すること。 (4)予定価格が3,000万円以上の工事請負契約及び2,000万円以上の工事の設計・調査・測量に係る委託契約は、契約締結後に「労働環境報告書」の提出を必要とする。また、「労働環境報告書」を提出した事業者の一部を対象に、区と社会保険労務士が事業所を訪問し、報告書の記載内容について確認を行う。(詳細は区ホームページに掲載。)